

沖縄県特定水産資源の採捕の停止に関する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第40号

沖縄県特定水産資源の採捕の停止に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第33条第2項の規定に基づき、特定水産資源の採捕の停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(告示)

第2条 知事は、法第33条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちにその旨を県公報で告示するものとする。同項各号のいずれにも該当しなくなったと認めるときも、同様とする。

(特定水産資源の採捕の停止)

第3条 前条前段の規定による告示に係る知事管理区分において当該告示に係る特定水産資源の採捕をする者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度の末日(当該告示において法第33条第2項各号のいずれかに該当すると認める期間が定められた場合にあつては、当該期間の末日)までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が前条後段の規定による告示をしたときは、当該告示に係る知事管理区分において当該告示に係る特定水産資源の採捕をする者は、当該告示をした日から当該告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(沖縄県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の廃止)

2 沖縄県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則(平成31年沖縄県規則第4号)は、廃止する。